

第70回農地総会議事録

開催日時	令和5年4月7日(金) 午後3時30分から
開催場所	高知市役所本庁舎6階 611会議室
出席委員	大崎 恭寿・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸 久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・山本 和正・前田 眞作 上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・矢野 強 以上15名
欠席委員	池澤 誠・竹内 佳代・廣井 千里・中島 正根 以上4名
事務局出席者	永野事務局長・上田次長・竹内係長・川澤主任・山脇主任・真辺主査 以上6名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外(報告) ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④非農地証明願の件
備考〔添付書類〕	○第70回農地総会議案書 ○現地案内図 ○令和5年度 今後のスケジュール(予定)

開 議 長	(上田博 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 4 時 00 分)) ただいまより第 70 回農地総会を開催したいと思います。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。池澤委員、竹内委員、廣井委員、中島正根委員の以上 4 名の委員より欠席の届けがまいっております。 委員総数 19 名中、出席委員数 15 名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には、議長及び総会において定められた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、久保田彦昭委員と大野哲委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 川澤主任	只今から、議案の審議を行います。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書 2 ページをご覧ください。今月は全体で 7 件の申請が出されております。 議案書 3 ページをご覧ください。 案件 1 と案件 2 は譲受人が同一のため、まとめてご説明いたします。 案件 1 は、仁井田、畑, 1,194 m ² を、案件 2 は、仁井田、畑, 2,258 m ² を、それぞれ譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は No.1 をご覧ください。ピンクが案件 1 の申請地、黄色が案件 2 の申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は土佐市に居住しているため、土佐市の農業経営状況証明書が添付されており、耕作不利益を除き全て耕作中とのこと。また、昨年の 11 月から仁井田で営農型太陽光発電施設設置のために取得した農地も管理をしているとのこと、今回の申請地も先々、営農型太陽光発電施設設置を予定しており、これまで同様、ドクダミを栽培予定とのこと。 農機具については、大型コンバインなど 10 台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農業の経験があり、農作業歴 40 年の農業専従者も雇用しているため、取得

後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、ドクダミは繁殖力が強く、雑草が繁茂するのを抑えるので、基本的に農薬は必要としまませんが、使用する場合は地域の防除基準に従うこととし、隣地への伸張は柵板などで防御するため、特に影響はないと考えるとのことです。

案件3は、春野町弘岡上，田，952 m²外4筆，合計3,181 m²を，譲受人の希望による経営拡大のため，売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2からNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。申請書の別添によりますと，譲受人は所有又は借り入れしている農地を全て耕作及び保全管理しており，今回の申請地では，ナスを栽培する予定とのことです。

農機具については，軽トラック1台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，農業に従事しており，取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては，周囲と同様の耕作を計画しているため，特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして，議案書3ページから4ページにまたがり案件4と案件5は，譲受人が同一となっておりますので，まとめてご説明いたします。

案件4は春野町西分，畑，267 m²を，案件5は，春野町西分，畑，1,536 m²を，両案件とも譲受人の社会福祉法人が運営する施設の利用者が，野菜等を栽培する畑として利用するため，売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は，No.4をご覧ください。ピンクが案件4の申請地，黄色が案件5の申請地です。

農地所有適格法人以外の法人が耕作目的で農地の権利を取得しようとする場合には，原則として農地法第三条の許可をすることができないとされておりますが，不許可の例外規定として，医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が，権利を取得しようとする農地を業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には，農地の権利を取得できると定められております。

本件譲受人が，社会福祉事業を目的とした法人であることを確認できる書類については提出を依頼しておりますが，本日までに提出されておられません。

また，譲受人の法人は，農地台帳に登録がないため，耕作計画書及び業務役員のうち，農業に常時従事する者の氏名を確認できる書類についても提出を依頼中ですが，提出されておられません。

なお，案件5の申請地について現地調査をした結果，本日お配りしました右上に案

件5と書いております現地写真のとおり、竹林となっております、直ちに耕作ができない状況であると思われます。

申請者代理人にその旨を説明しましたところ、申請を取り下げるとの意向を示しましたが、本日までに取下願の提出はされておられません。

続きまして、案件6は、春野町西諸木、田、209㎡外1筆、合計593㎡を、譲受人の経営農地が申請地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有または借り入れしている農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件7は、春野町森山、田、442㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有または借り入れしている農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は、農作業の経験があり、農業に従事しており、他に息子も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、案件4については、提出依頼中の添付書類が提出されて、対象農地を当該法人の業務の運営に必要な施設の用に供すると認められれば、不許可の例外規定に該当するため、許可要件の全てを満たすと考えます。

案件5については、先程ご説明しましたとおり、取下願の提出がされておられません。それ以外の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要

	<p>件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第2，第4事前審査会です。第2事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件1，案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>続いて第4事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件4について追加を依頼している書類の提出があれば許可相当と認めます。</p> <p>案件5については、現地が耕作できる状態となり、書類の提出があれば許可相当と判断します。</p> <p>案件3，案件6，案件7については許可相当と判断しました。以上となります。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見や、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
西本委員	<p>案件4については、申請者に総会の日を伝えて書類の提出を依頼しているのに、その総会の時点で書類が出てきてなくて、それでも許可になるのというのでは、総会の意義が分からなくなる。提出を依頼した書類が出てこないうちは審議ができないと思う。</p> <p>案件5については、取り下げと口頭で言っているが、今日までに取り下げの書類が提出されていないのなら、審議ができない。審議をしていいのかどうか判断に苦しみます。以上ですが、他の皆さんの意見も参考にさせていただきたい。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
加藤委員	<p>大筋で西本委員の言われることに賛成。案件5は将来的には取り下げとなるかもしれないが、議題に出た以上は審議しなければならないのでしょうか。</p>
竹内係長	<p>案件4について、西本委員、加藤委員のおっしゃられるとおり、判断の根拠となる書類が未提出では、その部分の審議ができませんので、今月は審議を保留とすることが妥当だと考えております。案件5について、取り下げとは口頭で言っているだけなので、議案から取り除くことはできませんが、この状態で審議することもできないので、審議保留で差し支えなからうかと考えます。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件4については書類不備のため、また、案件5については、現地が耕作できる状</p>

委員
議長

態でないため、5月1日までに内容を是正するよう指導して、今月は保留することとし、それ以外の案件については、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件です。

川澤主任

事務局より説明をお願いします。

今月は全体で1件の申請が出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

案件1は、針木本町、畑、198㎡を、譲受人が代表を務める建築業で取り扱う建築用木材の天日乾燥を主な利用目的とした露天資材置場に転用するため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地で、緑は譲受人が代表を務める建築会社の作業場と事務所です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

それでは、申請内容について説明しますので、本日お配りしました①と書いてあります資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は伝統的な工法による木造建築業を営んでおり、山から切り出した桧及び杉を天日により乾燥させることを目的とした資材置場を必要としているとのことです。建築資材は柱、梁など様々ですが、中には1本6メートルを超えるものもあり、既存の施設では手狭となっているとのことです。申請地は作業場や事務所と近接した位置にあり、何年も前から申請地を所望し、交渉を続け、話がまとまったとのことです。

続いて、資料2枚目の土地利用計画・排水計画図をご覧ください。

転用計画としましては、資材置場、回転場等に転用する計画です。

造成計画・整地計画については、盛土・切土は行わず、現状の地形をそのまま生かし、現在生育している栗や柿の木は伐採し、全体を砕石敷きとします。

進入計画については、申請地南側の市道から進入します。進入口の幅員は4メートルを予定しているとのことです。排水計画については、生活排水は発生せず、雨水については、自然浸透としております。なお、申請地の地形は北向きに緩やかに下っているため、隣地に雨水が流入する可能性があります。譲受人の共有名義の土地であるため、特に問題はないものと考えます。

申請地周辺の状況については、周囲に農地はないため、特に問題はないと考えております。

添付書類としての資金証明書類については、譲受人の金融機関の残高証明書が添付されており、転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

なお、譲受人が土地を取得したあと、譲受人個人が経営する建築会社に土地を貸し付けるために締結した土地使用貸借契約書が添付されております。

土木委員の意見については、申請地周囲に赤線・青線が隣接していないことから、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

議長 以上で第2号議案の説明を終わります。

加藤委員 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第1事前審査会です。第1事前審査会の、加藤委員長から報告をお願いいたします。

議長 案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。

委員 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長 (意見・質問なし)

他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

委員 全ての案件について、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定しますが、ご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

それではそのように決定いたします。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。

川澤主任 今月は、貸借権と中間管理権の一括方式がありますが、すべて一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

①貸借権設定。議案書9ページをご覧ください。

今月は14件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が4件、更新設定が10件となっております。議案書10ページに、貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が13人で、延べ15人、利用権の設定を受ける者が12人で、延べ15人となっております。土地の内訳は、田が44筆で40,334.31㎡、畑が4筆で1,951㎡、合計48筆で42,285.31㎡です。

設定の内訳は、新規設定が12筆で11,804.48㎡、更新設定が36筆で30,480.83㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳、及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

利用権設定の開始日は、全て令和5年5月1日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

案件5は、高須、田、991㎡外4筆、合計4,664.48㎡を、5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書15ページの案件6は、布師田、田、915㎡を、5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書16ページの案件8は、大津乙、登記地目、田、現況、畑、741㎡外1筆合計760㎡を、5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は今回の申請地で1年程前から野菜を栽培しており、今後は今までと同様に野菜を栽培し、いずれは経営面積を拡大していく予定であるとのことです。

続きまして、議案書18ページの案件12は、春野町芳原、田、1,190㎡外3筆、合計5,465㎡を、10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

①貸借権設定については以上です。

続きまして、②中間管理権設定・一括方式についてご説明いたします。議案書は21ページをご覧ください。

今月は6件の申請が出されております。内訳は、新規設定が1件、更新設定が5件となっております。

議案書22ページに、中間管理権設定・一括方式の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、設定する者が7人で延べ12人、設定を受ける者が5人で延べ12人となっております。土地は、田が17筆で11,456.50㎡となっております。設定の内訳は、新規設定が3筆で2,351㎡、更新設定が14筆で9,105.50㎡となっております。

期間別の内訳および下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は25ページをご覧ください。

案件5は、春野町弘岡下、田、366㎡外2筆、合計2,351㎡を3年間公社が借り受

け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権の新規設定です。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、持分が2分の1を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

以上、計画の内容は、更新の案件も含め、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和5年5月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

議長 以上で、第3号議案の説明を終わります。

加藤委員 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第1、第3、第4事前審査会です。第1事前審査会の、加藤委員長から報告をお願いいたします。

議長 貸借権設定の案件1について、計画を妥当なものと認めました。

山本委員 次に、第3事前審査会の、山本委員長から報告をお願いいたします。

議長 貸借権設定の案件2から案件9、中間管理権設定・一括方式の案件1と案件2について計画を妥当なものと認めました。

川澤委員 次に、第4事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。

議長 貸借権設定の案件10から案件14、中間管理権設定・一括方式の案件3から案件6について計画を妥当なものと認めました。

大野委員 それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

竹内係長 案件8について野菜とあるが、どのような作物を予定しているのか。また、露地かハウスどちらだろうか。

議長 耕作計画書によると、1年ほど前から、この土地で野菜を育てているが、品目は不明です。ハウスと書いていないので露地栽培と思われます。

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

委員 すべての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

すべての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。

川澤主任 議案外の報告を事務局より一括してお願いします。

議案外の案件について、まとめてご報告いたします。

①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書28ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、鏡が1件、長浜が2件、長浜と春野にまたがります案件が1件、久重が1件、大津が1件となっております。

届出の内容につきましては、議案書29ページから32ページをご覧ください。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書34ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、秦が1件、中央が1件、鴨田が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書35ページから36ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書38ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は14件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、秦が2件、中央が2件、潮江が1件、三里が1件、鴨田が1件、長浜が5件となっております。届出の内容につきましては、議案書39ページから43ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書45ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は8件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、秦が1件、高須が1件、一宮が1件、大津が2件、介良が1件、春野が2件となっております。</p> <p>証明願の内容につきましては、議案書46ページから47ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認をし、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
<p>事 務 局 連 絡 議 長 竹内係長</p>	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。 (転用許可申請等の結果について報告)</p>

上田次長 議 長	(令和5年度農業委員会予算について報告) 事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
大野委員	タブレット端末3台では足りないのではないかと。また、活用法などはどうなりそうか。
永野局長 議 長	県の農業会議の方で操作の研修等を実施し、現状の3台を活用していただき、活用状況を見ながら、台数について検討していきたいと考えております。 他に、何かご意見ご質問はありませんか。 (意見・質問なし)
上田次長 議 長 委 員 議 長	(今後のスケジュール説明) 何かご意見ご質問はありませんか。 (意見・質問なし) ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会 議 長	次回の農地総会は、5月8日(月)を予定しております。
閉 会 議 長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時45分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 5 月 18 日

議 長

上田博

議事録署名委員

大野哲

議事録署名委員

久保田彦昭

議事録作成者

山脇 佳仁